

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会人権教育企画会議規程（昭和五十一年四月奈良県教育委員会教育長訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年六月九日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（委員以外の者の出席）

第四条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。